

令和6年度 集団指導

～相談支援系サービス編～



～対象サービス～

- ・ 計画相談支援
- ・ 障害児相談支援
- ・ 地域移行支援
- ・ 地域定着支援



練馬区 福祉部

指導検査担当課 障害福祉サービス検査係



説明内容

1 利用者・サービス事業者等へのサービス等利用計画の交付について

2 支給決定機関へのサービス等利用計画（本計画）の提出について

※計画相談支援の文言表記が中心です。障害児相談においては、適宜読み替えてください。

サービス等利用計画とは

サービス等利用計画とは・・・

- ・ 障害福祉サービス等の利用を希望する方の総合的な援助方針やご本人の生活等に関する課題を踏まえ、適切なサービスの組合せ等について検討し、作成するもの

対象者

- ・ 障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用する全ての障害者
- ・ 障害福祉サービスまたは障害児通所支援を利用する全ての障害児の保護者



サービス等
利用計画

サービス等利用計画の交付までの流れ

① アセスメント

- 利用者把握
- 利用者の意向課題の把握
- 意思決定の支援
- アセスメントの記録

② 利用計画案の作成

- 利用者への説明・同意
- 計画案の交付
- 計画案の区への提出

- ・支給決定
- ・モニタリング期間の確認。

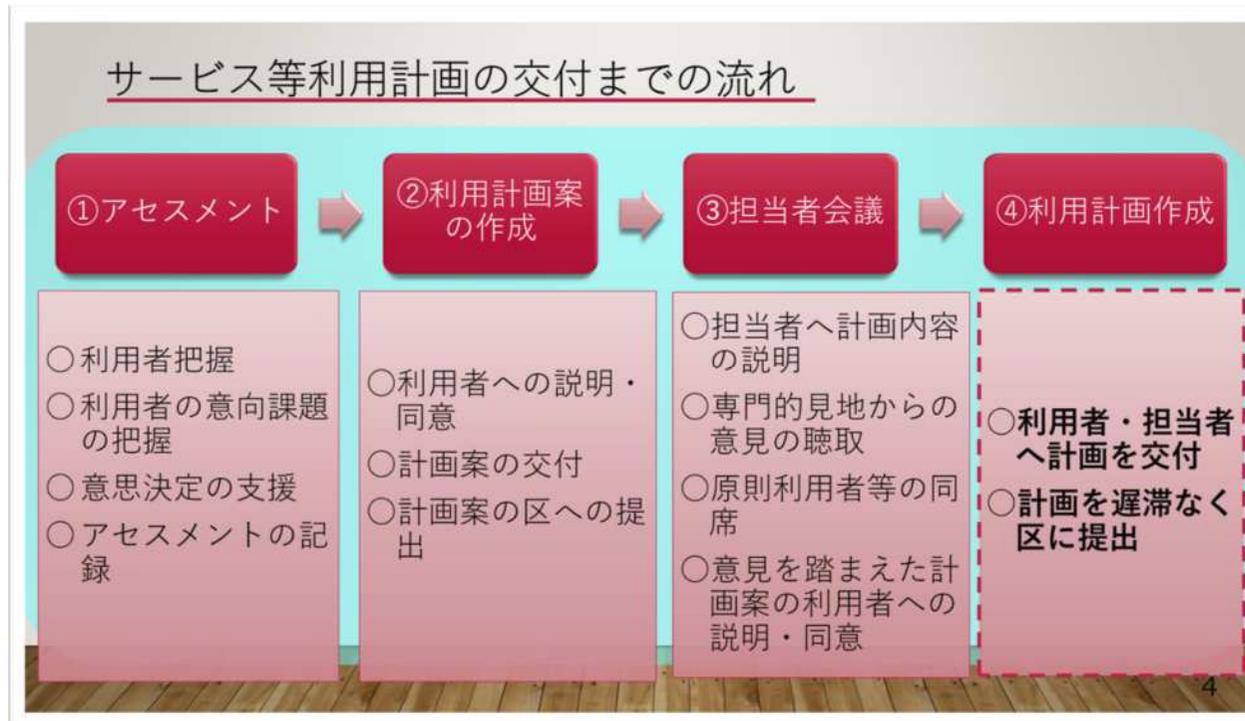
③ 担当者会議

- 担当者へ計画内容の説明
- 専門的見地からの意見の聴取
- 原則利用者等の同席
- 意見を踏まえた計画案の利用者への説明・同意

④ 利用計画作成

- 利用者・担当者へ計画を交付
- 計画を遅滞なく区に提出

以上の流れを踏まえて...



1 利用者・サービス事業者等へのサービス等利用計画の交付

2 支給決定機関（区）へのサービス等利用計画の提出

について説明します。

用語について①

サービス等利用計画案

→アセスメントに基づき作成された
支給決定前の計画案

サービス等利用計画の交付までの流れ

①アセスメント

- 利用者把握
- 利用者の意向課題の把握
- 意思決定の支援
- アセスメントの記録

②利用計画案の作成

- 利用者への説明・同意
- 計画案の交付
- 計画案の区への提出

③担当者会議

- 担当者へ計画内容の説明
- 専門的見地からの意見の聴取
- 原則利用者等の同席
- 意見を踏まえた計画案の利用者への説明・同意

④利用計画作成

- 利用者・担当者へ計画を交付
- 計画を遅滞なく区に提出

用語について②

サービス等利用計画

→支給決定後、サービス担当者会議を実施し利用者等の同意を得たあとに作成した計画

サービス等利用計画の交付までの流れ

①アセスメント

- 利用者把握
- 利用者の意向課題の把握
- 意思決定の支援
- アセスメントの記録

②利用計画案の作成

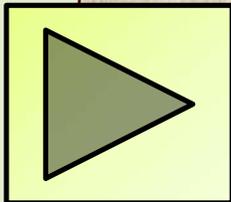
- 利用者への説明・同意
- 計画案の交付
- 計画案の区への提出

③担当者会議

- 担当者へ計画内容の説明
- 専門的見地からの意見の聴取
- 原則利用者等の同席
- 意見を踏まえた計画案の利用者への説明・同意

④利用計画作成

- 利用者・担当者へ計画を交付
- 計画を遅滞なく区に提出



1 利用者・サービス事業者等への サービス等利用計画の交付



計画相談支援給付費の算定について

計画相談支援給付費の算定（指定サービス利用支援）については、以下のすべての基準を満たす必要があります。

< 指定サービス利用支援 >

- ◆ サービス等利用計画の策定に当たってのアセスメントに係る利用者の居宅等への訪問による利用者およびその家族への面接等
- ◆ サービス等利用計画案の利用者またはその家族への説明ならびに利用者または障害児の保護者の文書による同意
- ◆ サービス等利用計画案およびサービス等利用計画の**利用者または障害児の保護者および担当者への交付**
- ◆ サービス担当者会議の開催等による担当者への説明および専門的な意見の聴取

→ いずれか、1つでも満たしていない場合は、給付費の算定はできない。

利用者・サービス事業者等への交付がなされていない



1. 算定基準を満たしていないため、相談支援給付費を算定できない

- サービス等利用計画案およびサービス等利用計画の利用者または障害児の保護者および担当者への交付という基準を満たしていないことになる。

サービス等利用計画案は交付しているが、サービス等利用計画は交付していない場合、基準を満たしません。

利用者・サービス事業者等への交付がなされていないと...②

2. 各担当者との共有連携を図れず、適切な福祉サービスの提供ができない。

- 各担当者が自ら提供する福祉サービス等の当該計画の位置づけを理解できない
 - サービス等利用計画に基づいた個別支援計画の作成ができない
 - 利用者・サービス事業者等への交付は利用者への適切な福祉サービスを提供するために必ず行う必要があります。

※地域移行支援事業所においては、個別支援計画を利用者の計画相談を行う事業所へ交付する規定があること忘れないようにご注意ください。

留意事項

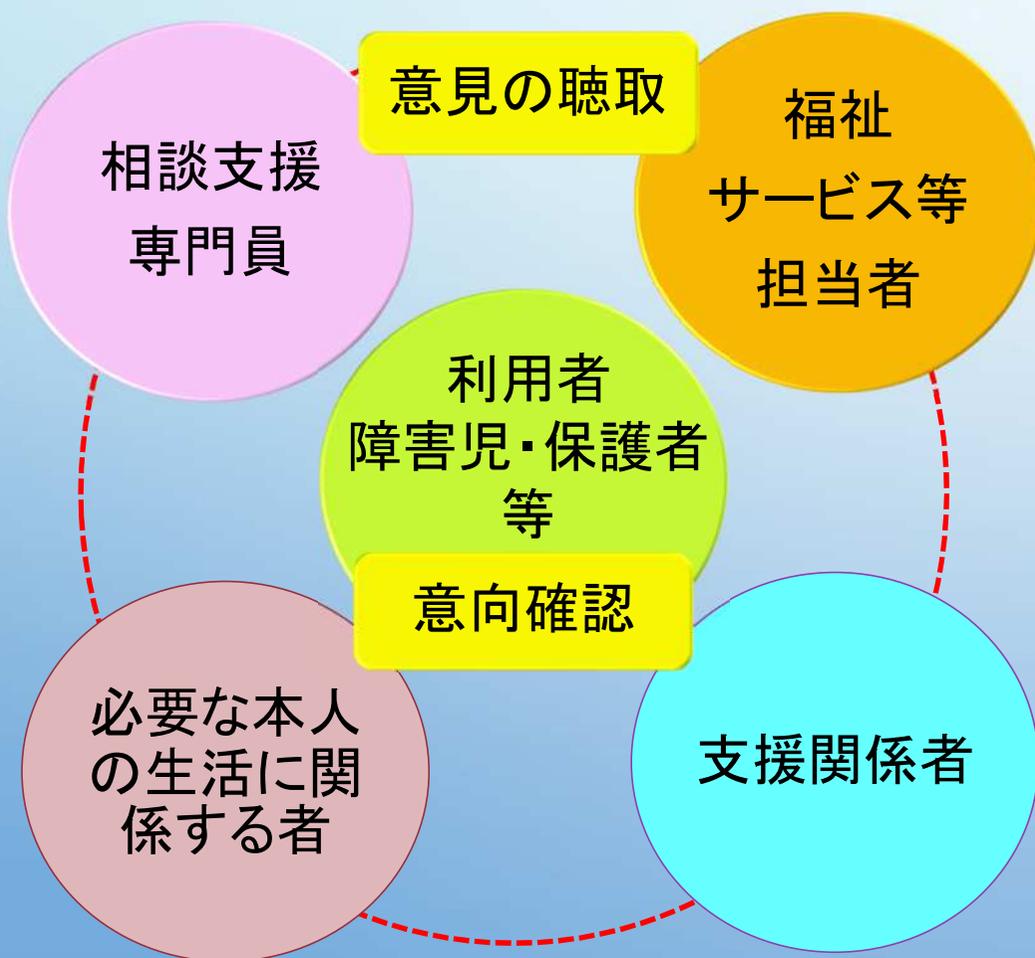
- 運営指導において、サービス等利用計画（本計画）が未交付にも関わらず給付費を請求していることが判明した場合、給付費の返還を求められる可能性があります。

よって給付費の算定には以下の点にご留意ください。

サービス等利用計画（本計画）作成後は、利用者、サービス事業者等への交付漏れ等がないようにご注意ください。

トピックス～サービス担当者会議の出席者～

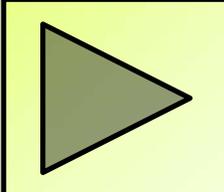
令和6年度改正によるサービス担当者会議の出席者に関する変更点...



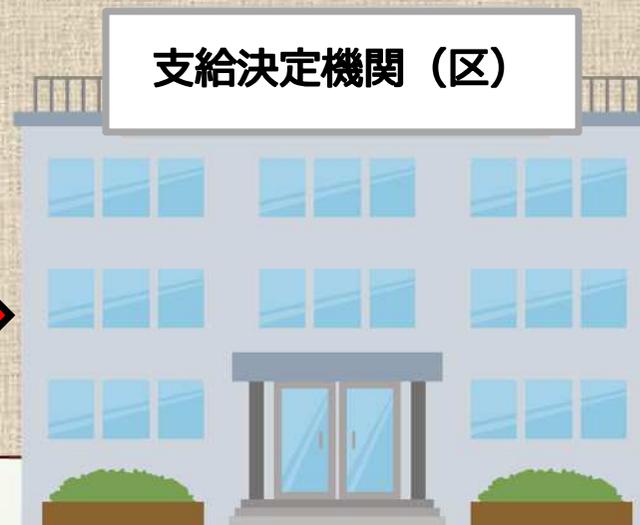
令和6年度より
原則、利用者本人
同席の位置づけ

担当者のみならず
関係者の参加の
調整に努める





2 支給決定機関（区）への サービス等利用計画（本計画）の提出

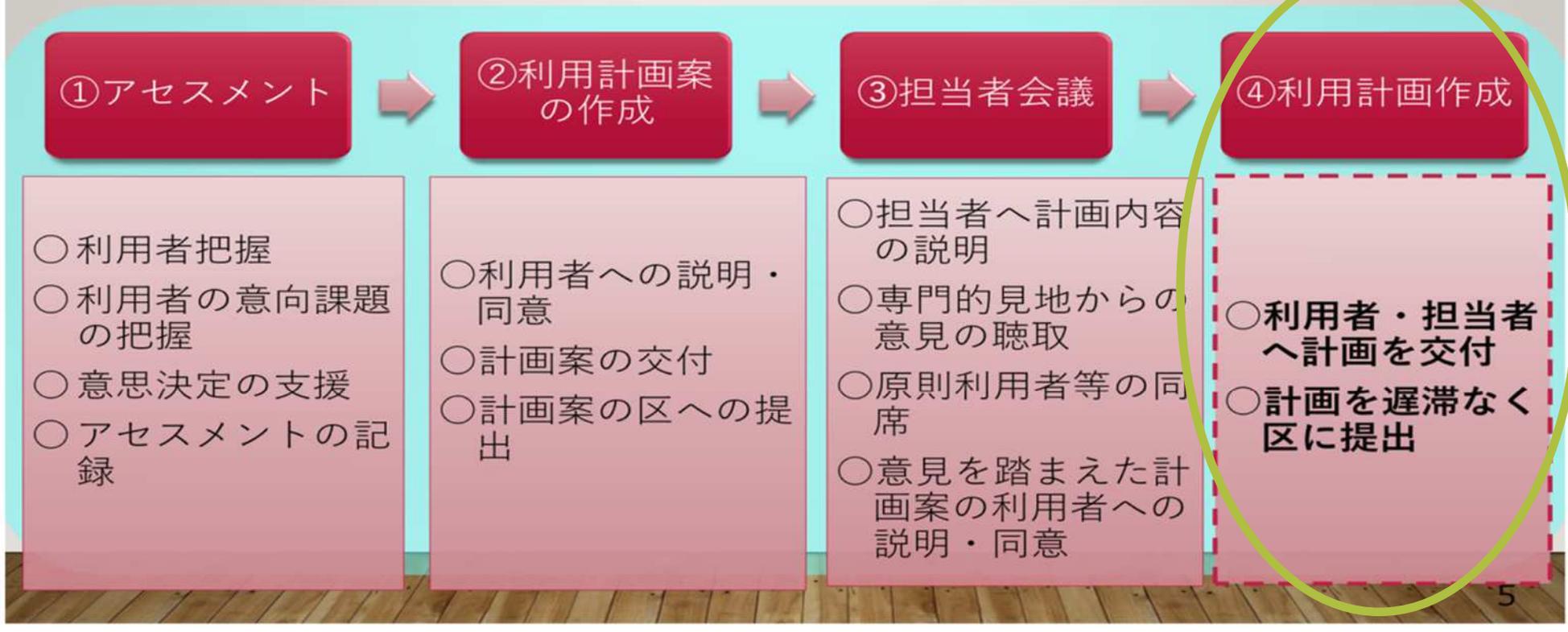


基準省令には以下のように定められています。

指定特定相談支援（指定障害児相談支援）事業者は、サービス等利用計画を作成したときは、その写しを区市町村に対し遅滞なく提出しなければならない。

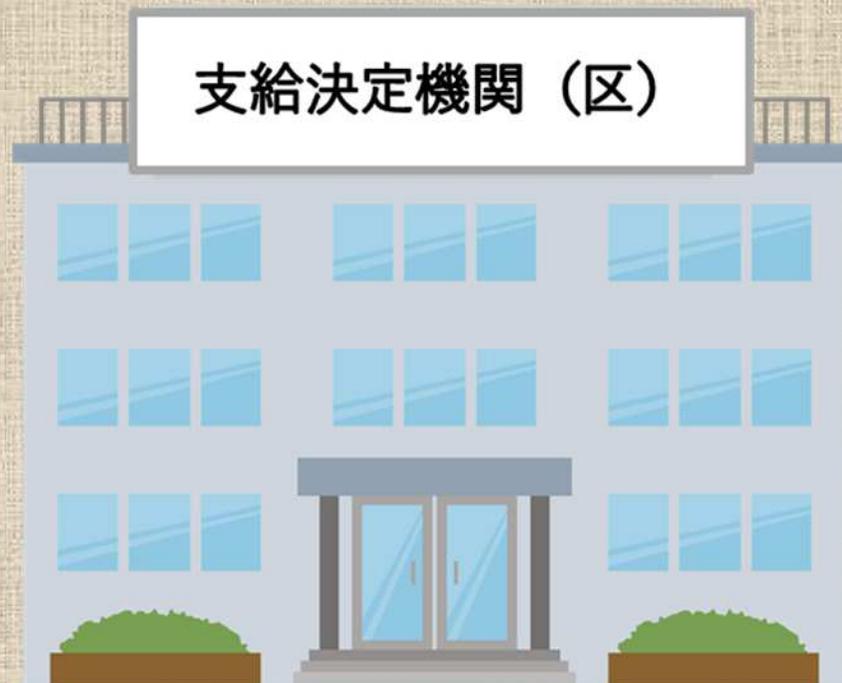
- ◆障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に事業に人員及び運営に関する基準第6条（平成24年3月13日厚生労働省令第28号）
- ◆児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準第6条（平成24年3月13日厚生労働省令第29号）

サービス等利用計画の交付までの流れ



サービス等利用計画作成後は
支給決定機関(区)への提出が必要

提出先となる支給決定機関（区）は...



主に、総合福祉事務所または保健相談所

留意事項

- サービス等利用計画（本計画）が支給決定機関に提出されていない場合、支給決定機関から確認の連絡をさせていただく場合があります。
- その際、サービス等利用計画（本計画）が未作成、未交付にも関わらず給付費を請求していることが判明した場合、給付費の返還を求められる可能性があります。

よって給付費の算定には以下の点にご留意ください

サービス等利用計画（本計画）については適切に作成し、支給決定機関への提出を忘れないようにしてください。

まとめ①

サービス等利用計画の利用者・サービス事業者等への交付

- 相談支援給付費の算定要件になる。
→未交付の場合、**給付費の返還の可能性**
- 各福祉サービス事業者が連携、共有して適切な福祉サービスを提供することにつながる。

まとめ②

サービス等利用計画（本計画）の支給決定機関（区）への提出

- **基準省令により、サービス等利用計画の支給決定機関（区）への提出が義務付けられている**
- **提出先となる支給決定機関（区）は、練馬区の場合、おもに総合福祉事務所または保健相談所**
- **提出がない場合、支給決定機関からの問い合わせをする可能性があり、計画の未作成等が判明すると返還になる可能性もある。**

関係法令等①

～法令等～

- 障害者総合支援法、障害者総合支援法施行令、障害者総合支援法施行規則
- 児童福祉法、児童福祉法施行令、児童福祉法施行規則

～運営基準～

- 障害者総合支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準
【厚生労働省令 第27号】
- 障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準
【厚生労働省令 第28号】
- 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準
【厚生労働省令 第29号】

～解釈通知～

- 障害者総合支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について
【障発第0330第21号】
- 障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について
【障発第0330第22号】
- 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について
【障発第0330第23号】

※障害者総合支援法＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

関係法令等②

～報酬告示～

- 障害者総合支援法に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準
【厚生労働省告示第124号】
- 障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準
【厚生労働省告示第125号】
- 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準
【厚生労働省告示第126号】

～留意事項通知～

- 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について
【障発第1031001号】
- 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について
【障発0330第16号】

～参考～

- 障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A
(厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 事務連絡)

※障害者総合支援法＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律